

第14回佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 兼  
第9回佐久市地域公共交通会議 会議次第

日時：平成25年11月11日（月）

午後1時30分～

場所：佐久消防署 3階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 前回会議以降の事務処理状況と今後の予定について . . . 資料1

4 会議事項

(1) 市民アンケート結果の集約について . . . 資料2

(2) 平成26年3月の運行改正（案）について . . . 資料3

(3) 平成26年10月の運行改正に向けた方針について . . . 資料4

(4) 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会規約の改正  
（案）について . . . 資料5

5 その他

6 閉会

## 前回会議（8月28日）以降の事務処理状況と今後の予定について

### 1 前回会議（8月28日）以降の事務処理状況

H25.9.17	<p>バリア解消促進等事業に係る補助金交付申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣あて</li> <li>・市内巡回バスで使われている車両のうち、3台にノンステップバスを導入</li> <li>・平成26年3月より使用開始</li> </ul>
H25.9.26	<p>地域内フィーダー系統確保維持計画の認定及び補助額の内定(北陸信越運輸局長より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者あて通知</li> </ul>
H25.10.1～	<p>市民アンケートの集計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報8月号とともに全戸配布したものの集計</li> </ul> <p>窓口アンケートの集計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内公共施設22か所にアンケート用紙を配布したものの集計</li> </ul>
H25.10.1～	<p>臼田地区デマンドタクシー停留所新設及び運行経路の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯原新田線、田口線、十二新田線、岩水線に「ツルヤ臼田店」と「上荒」停留所を新設し、運行経路を設定</li> <li>・田口線で大奈良地区内に運行経路を設定</li> <li>・岩水線で、「桜坂」停留所を新設し、運行経路を設定</li> </ul>

### 2 今後の予定

- ①地区懇談会及び乗車体験イベント（11月）
  - ・今後の改正に向けた地区懇談会と利用促進に向けた乗車体験イベント
- ②下記③に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画の変更申請（2月）
- ③佐久総合病院佐久医療センター開院等に伴う市内バスの変更（3月）
- ④市内巡回バスへノンステップバスの導入（3月）
- ⑤佐久市生活交通ネットワーク計画改定（3月）

1 路線別利用状況と市民アンケート結果について

1.1 路線別利用状況

佐久市生活交通ネットワーク計画に基づく運行を開始した平成24年10月以降の利用状況について、運行事業者による平成24年10月～平成25年8月の停留所別の乗降データをもとに下表に整理した。

その結果より、11ヶ月間の利用状況は以下のとおりである。

- 11ヶ月間の月別利用者数は、4,800～8,000人で推移し、12月、3月、4月、8月などは学生が休みとなるため、他の月に比べ利用者は若干少なくなっている。
- 日平均利用者は、2月の500人が最大で、最小は8月の349人となっている。その他の月は、概ね400～470人程度の利用が見られる。

表 1 路線別利用者数表（月別）

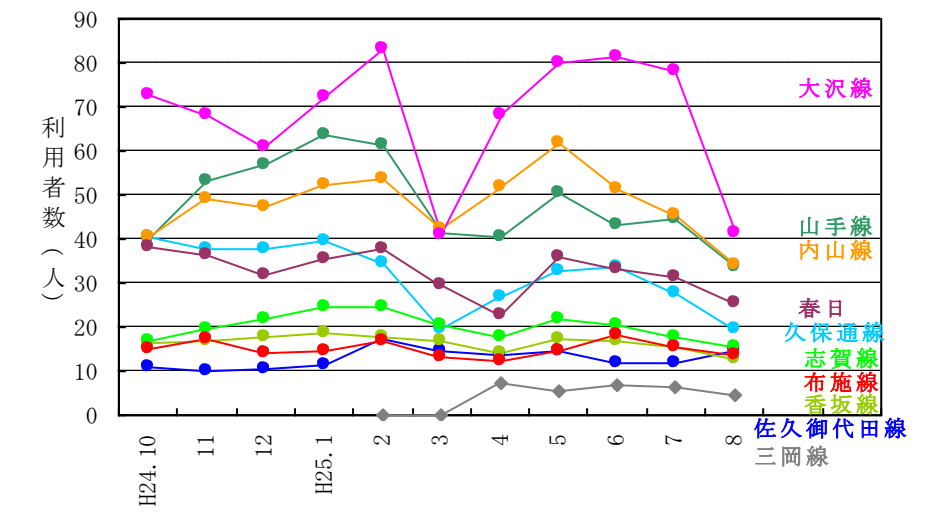
		月別利用者数										
		平成24年			平成25年							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
都市間連絡バス	佐久御代田線	238	207	197	214	327	289	289	302	232	263	259
	久保通線	889	792	716	748	655	388	563	685	675	605	350
	三岡線							152	111	139	142	96
市内完結バス	山手線	791	975	952	1,097	1,058	695	762	939	768	849	510
	内訳											
	小中学生	389	443	490	586	589	340	375	537	374	382	219
	一般	402	532	462	511	469	355	387	402	394	467	291
	毎日運行便	726	868	859	1,013	977	607	696	875	703	757	450
	曜日運行便	65	107	93	84	81	88	66	79	65	92	60
	香坂線	332	321	302	321	307	282	256	310	288	286	188
	内訳											
	小中学生	218	230	205	212	221	138	127	159	144	130	60
	一般	114	91	97	109	86	144	129	151	144	156	128
	毎日運行便	293	284	255	273	270	209	207	240	225	210	127
	曜日運行便	39	37	47	48	37	73	49	70	63	76	61
	志賀線	333	373	353	399	411	354	338	402	349	337	257
	内訳											
	小中学生	74	106	86	97	107	66	126	142	62	61	35
	一般	259	267	267	302	304	288	212	260	287	276	222
	毎日運行便	279	319	267	306	333	269	288	331	265	261	176
	曜日運行便	54	54	86	93	78	85	50	71	84	76	81
	内山線	765	918	767	865	904	691	914	1,051	862	842	485
	内訳											
	小中学生	582	739	585	670	696	478	677	726	648	613	279
	一般	183	179	182	195	208	213	237	325	214	229	206
	毎日運行便	680	833	673	775	820	586	784	867	753	731	403
	曜日運行便	85	85	94	90	84	105	130	184	109	111	82
	天沢線	1,583	1,422	1,133	1,347	1,538	794	1,423	1,653	1,599	1,647	639
	内訳											
	小中学生	1,564	1,387	1,115	1,329	1,508	775	1,364	1,630	1,582	1,589	507
一般	19	35	18	18	30	19	59	23	17	58	132	
毎日運行便	1,569	1,413	1,119	1,330	1,510	776	1,412	1,634	1,583	1,598	572	
曜日運行便	14	9	14	17	28	18	11	19	16	49	67	
布施線	255	290	206	222	269	189	162	233	266	233	145	
内訳												
小中学生	191	222	144	174	216	128	76	163	176	133	73	
一般	64	68	62	48	53	61	86	70	90	100	72	
毎日運行便	202	239	159	184	230	138	89	176	202	157	83	
曜日運行便	53	51	47	38	39	51	73	57	64	76	62	
春日線	680	626	476	549	601	470	359	604	556	562	360	
内訳												
小中学生	367	398	255	338	374	234	168	356	369	324	158	
一般	313	228	221	211	227	236	191	248	187	238	202	
毎日運行便	442	447	293	380	440	289	205	399	403	372	205	
曜日運行便	238	179	183	169	161	181	154	205	153	190	155	
市内バス巡回	浅科線	177	155	169	128	148	156	173	167	190	160	139
	中佐都線	315	330	298	270	272	290	247	308	257	331	318
	中央線	63	90	51	61	109	76	100	93	78	90	97
	平根線	213	190	146	130	170	164	131	147	159	156	133
	岸野線	514	407	454	358	371	465	427	441	432	445	426
	平賀線	113	119	107	114	111	122	136	148	124	132	104
クン域白シドデ田タマ地	湯原新田線	43	37	44	33	54	55	51	64	60	76	35
	十二新田線	70	63	72	68	64	82	111	78	86	86	72
	田口線	105	84	67	46	69	74	85	98	94	86	86
	岩木線	7	11	24	16	18	29	38	25	17	26	21
タデ望クマ月シド地	御牧原線	14	13	13	6	13	17	14	17	6	5	9
	観音寺線	11	10	4	8	16	7	14	8	11	4	13
	長者原線	30	41	45	25	12	22	28	27	32	25	22
	合の沢線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	曇石線	27	23	22	18	23	32	32	28	23	18	28
都市間連絡バス	1,127	999	913	962	982	677	1,004	1,098	1,046	1,010	705	
市内完結バス	4,739	4,925	4,189	4,800	5,088	3,475	4,214	5,192	4,688	4,756	2,584	
市内巡回バス	1,395	1,291	1,225	1,061	1,181	1,273	1,214	1,304	1,240	1,314	1,217	
白田地域デマンドタクシー	225	195	207	163	205	240	285	265	257	274	214	
望月地域デマンドタクシー	82	87	84	57	64	78	88	80	72	52	72	
合計	7,568	7,497	6,618	7,043	7,520	5,743	6,805	7,939	7,303	7,406	4,792	

表 2 路線別利用者数表（月別日平均）

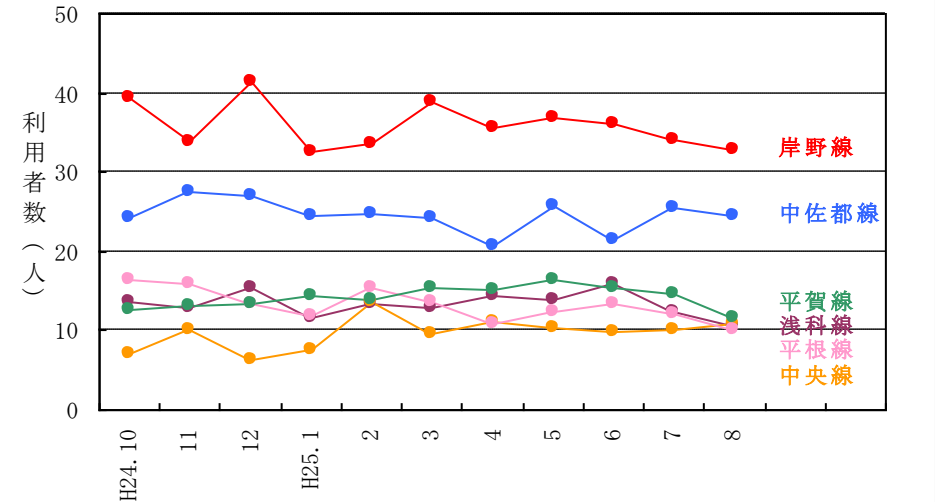
		日平均利用者数											
		平成24年			平成25年								
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
都市間連絡バス	佐久御代田線	10.8	9.9	10.4	11.3	17.2	14.5	13.8	14.4	11.6	12.0	14.4	
	久保通線	40.4	37.7	37.7	39.4	34.5	19.4	26.8	32.6	33.8	27.5	19.4	
	三岡線							7.2	5.3	7.0	6.5	4.4	
市内完結バス	計	40.2	53.2	56.8	63.8	61.5	41.4	40.4	50.5	43.3	44.6	33.6	
	内訳												
	小中学生	17.7	21.1	25.8	30.8	31.0	17.0	17.9	25.6	18.7	17.4	12.2	
	一般	22.5	32.1	31.0	33.0	30.5	24.4	22.5	24.9	24.6	27.2	21.4	
	毎日運行便	33.0	41.3	45.2	53.3	51.4	30.4	33.1	41.7	35.2	34.4	25.0	
	曜日運行便	7.2	11.9	11.6	10.5	10.1	11.0	7.3	8.8	8.1	10.2	8.6	
	香坂線	計	16.3	16.6	17.7	18.8	17.6	16.6	14.0	17.2	16.6	15.3	12.6
	内訳												
	小中学生	9.9	11.0	10.8	11.2	11.6	6.9	6.0	7.6	7.2	5.9	3.3	
	一般	6.4	5.6	6.9	7.6	6.0	9.7	8.0	9.6	9.4	9.4	9.3	
	毎日運行便	13.3	13.5	13.4	14.4	14.2	10.5	9.9	11.4	11.3	9.5	7.1	
	曜日運行便	3.0	3.1	4.3	4.4	3.4	6.1	4.1	5.8	5.3	5.8	5.5	
	志賀線	計	16.9	19.7	21.9	24.6	24.6	20.6	17.9	21.7	20.3	17.7	15.4
	内訳												
	小中学生	3.4	5.0	4.5	5.1	5.6	3.3	6.0	6.8	3.1	2.8	1.6	
	一般	13.5	14.7	17.4	19.5	19.0	17.3	11.9	14.9	17.2	14.9	13.8	
	毎日運行便	12.7	15.2	14.1	16.1	17.5	13.5	13.7	15.8	13.3	11.9	8.0	
	曜日運行便	4.2	4.5	7.8	8.5	7.1	7.1	4.2	5.9	7.0	5.8	7.4	
	内山線	計	40.3	49.1	47.2	52.1	53.7	42.4	51.7	61.7	51.3	45.5	34.1
	内訳												
	小中学生	26.5	35.2	30.8	35.3	36.6	23.9	32.2	34.6	32.4	27.9	15.5	
	一般	13.8	13.9	16.4	16.8	17.1	18.5	19.5	27.1	18.9	17.6	18.6	
	毎日運行便	30.9	39.7	35.4	40.8	43.2	29.3	37.3	41.3	37.7	33.2	22.4	
	曜日運行便	9.4	9.4	11.8	11.3	10.5	13.1	14.4	20.4	13.6	12.3	11.7	
大沢線	計	72.9	68.3	60.7	72.1	83.0	41.1	68.4	79.9	81.2	78.0	41.4	
内訳													
小中学生	71.1	66.0	58.7	69.9	79.4	38.8	65.0	77.6	79.1	72.2	28.2		
一般	1.8	2.3	2.0	2.2	3.6	2.3	3.4	2.3	2.1	5.8	13.2		
毎日運行便	71.3	67.3	58.9	70.0	79.5	38.8	67.2	77.8	79.2	72.6	31.8		
曜日運行便	1.6	1.0	1.8	2.1	3.5	2.3	1.2	2.1	2.0	5.4	9.6		
布施線	計	15.1	17.1	14.3	14.5	17.0	13.3	12.3	14.7	18.1	15.5	13.5	
内訳													
小中学生	8.7	10.6	7.6	9.2	11.4	6.4	3.6	7.8	8.8	6.0	4.1		
一般	6.4	6.5	6.7	5.3	5.6	6.9	8.7	6.9	9.3	9.5	9.4		
毎日運行便	9.2	11.4	8.4	9.7	12.1	6.9	4.2	8.4	10.1	7.1	4.6		
曜日運行便	5.9	5.7	5.9	4.8	4.9	6.4	8.1	6.3	8.0	8.4	8.9		
春日線	計	38.4	36.2	32.0	35.4	37.8	29.6	22.6	36.1	33.0	31.5	25.5	
内訳													
小中学生	16.7	19.0	13.4	17.8	19.7	11.7	8.0	17.0	18.5	14.7	8.8		
一般	21.7	17.2	18.6	17.6	18.1	17.9	14.6	19.1	14.6	16.8	16.7		
毎日運行便	20.1	21.3	15.4	20.0	23.2	14.5	9.8	19.0	20.2	16.9	11.4		
曜日運行便	18.3	14.9	16.6	15.4	14.6	15.1	12.8	17.1	12.8	14.6	14.1		
市内巡回バス	浅科線	13.6	12.9	15.4	11.6	13.5	13.0	14.4	13.9	15.8	12.3	10.7	
	中佐都線	24.2	27.5	27.1	24.5	24.7	24.2	20.6	25.7	21.4	25.5	24.5	
	中央線	7.0	10.0	6.4	7.6	13.6	9.5	11.1	10.3	9.8	10.0	10.8	
	平根線	16.4	15.8	13.3	11.8	15.5	13.7	10.9	12.3	13.3	12.0	10.2	
	岸野線	39.5	33.9	41.3	32.5	33.7	38.8	35.6	36.8	36.0	34.2	32.8	
	平賀線	12.6	13.2	13.4	14.3	13.9	15.3	15.1	16.4	15.5	14.7	11.6	
クン域白 シドデ 1タマ地	湯原新田線	4.8	4.1	5.5	4.1	6.8	6.9	5.7	7.1	7.5	8.4	3.9	
	十二新田線	7.8	7.0	9.0	8.5	8.0	10.3	12.3	8.7	10.8	9.6	8.0	
	田口線	11.7	9.3	8.4	5.8	8.6	9.3	9.4	10.9	11.8	9.6	9.6	
	岩水線	0.8	1.2	3.0	2.0	2.3	3.6	4.2	2.8	2.1	2.9	2.3	
タデ望 クマ月 シン地 1ド域	御牧原線	3.5	3.3	3.3	1.5	3.3	4.3	2.8	4.3	1.5	1.0	2.3	
	観音寺線	2.8	2.5	1.0	2.0	4.0	2.3	3.5	1.6	2.8	0.8	3.3	
	長者原線	3.3	4.6	6.4	3.6	1.7	2.8	3.5	3.4	4.0	3.1	2.4	
	合の沢線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	豊石線	2.3	1.9	2.0	1.6	2.1	2.7	2.7	2.3	1.9	1.4	2.2	
都市間連絡バス	51.2	47.6	48.1	50.7	51.7	33.9	47.8	52.3	52.4	46.0	38.2		
市内完結バス	240.1	260.2	250.6	281.3	295.2	205.0	227.3	281.8	263.8	248.1	176.1		
市内巡回バス	113.3	113.3	116.9	102.3	114.9	114.5	107.7	115.4	111.8	108.7	100.6		
白田地域デマンドタクシー	25.1	21.6	25.9	20.4	25.7	30.1	31.6	29.5	32.2	30.5	23.8		
望月地域デマンドタクシー	11.9	12.3	12.7	8.7	11.1	12.1	12.5	11.6	10.2	6.3	10.2		
合計	441.6	455.0	454.2	463.4	498.6	395.6	426.9	490.6	470.4	439.6	348.9		

※1：白田地域、望月地域デマンドタクシーの日平均は利用可能日数により除した値で、実際の稼働日数とは異なる。

【都市間連絡バス、市内完結バス】



【市内巡回バス】



【白田地域、望月地域デマンドタクシー】

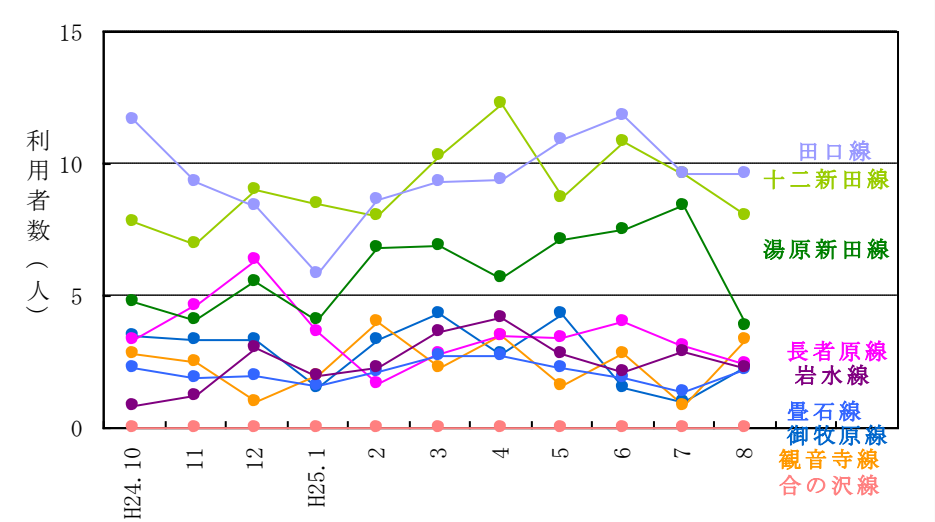


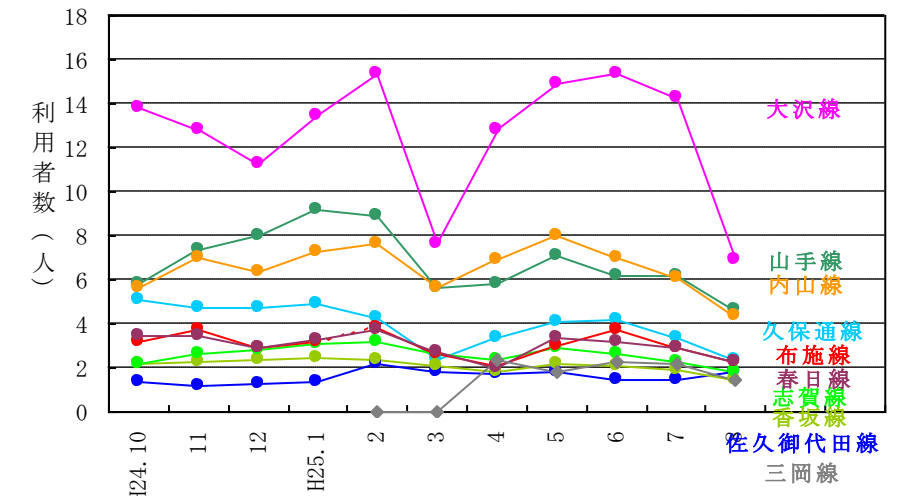
図 1 路線別日平均利用者数

表 3 路線別利用者数表（月別便平均）

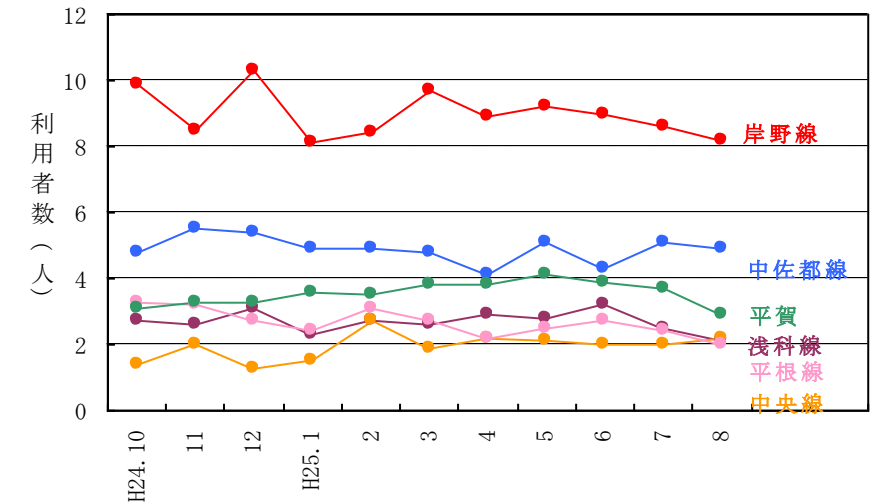
		便平均利用者数										
		平成24年			平成25年							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
都市間連絡バス	佐久御代田線	1.4	1.2	1.3	1.4	2.2	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.8
	久保通線	5.1	4.7	4.7	4.9	4.3	2.4	3.4	4.1	4.2	3.4	2.4
	三岡線	-	-	-	-	-	-	2.4	1.8	2.3	2.2	1.5
市内完結バス	計	5.8	7.4	8.0	9.2	8.9	5.6	5.8	7.1	6.2	6.2	4.6
	毎日運行便	6.6	8.3	9.0	10.7	10.3	6.1	6.6	8.3	7.0	6.9	5.0
	曜日運行便	2.4	4.0	3.9	3.5	3.4	3.7	2.4	2.9	2.7	3.4	2.9
	計	2.2	2.3	2.4	2.5	2.4	2.1	1.8	2.2	2.1	1.9	1.5
	毎日運行便	2.7	2.7	2.7	2.9	2.8	2.1	2.0	2.3	2.3	1.9	1.4
	曜日運行便	1.0	1.0	1.4	1.5	1.1	2.0	1.4	1.9	1.8	1.9	1.8
	計	2.2	2.6	2.8	3.1	3.2	2.6	2.4	2.9	2.6	2.3	1.8
	毎日運行便	2.5	3.0	2.8	3.2	3.5	2.7	2.7	3.2	2.7	2.4	1.6
	曜日運行便	1.4	1.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.4	2.0	2.3	1.9	2.5
	計	5.6	7.0	6.4	7.3	7.6	5.6	6.9	8.0	7.0	6.1	4.4
	毎日運行便	6.2	7.9	7.1	8.2	8.6	5.9	7.5	8.3	7.5	6.6	4.5
	曜日運行便	3.1	3.1	3.9	3.8	3.5	4.4	4.8	6.8	4.5	4.1	3.9
	計	13.8	12.8	11.3	13.5	15.4	7.6	12.8	14.9	15.4	14.3	6.9
	毎日運行便	17.8	16.8	14.7	17.5	19.9	9.7	16.8	19.5	19.8	18.2	7.9
	曜日運行便	0.5	0.3	0.6	0.7	1.2	0.8	0.4	0.7	0.7	1.8	3.2
計	3.2	3.7	2.9	3.2	3.8	2.6	2.1	3.0	3.7	2.9	2.3	
毎日運行便	4.6	5.7	4.2	4.8	6.1	3.5	2.1	4.2	5.1	3.6	2.3	
曜日運行便	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2	1.6	2.0	1.6	2.0	2.1	2.2	
計	3.5	3.5	2.9	3.3	3.7	2.7	2.0	3.4	3.2	2.9	2.3	
毎日運行便	5.0	5.3	3.9	5.0	5.8	3.6	2.4	4.8	5.0	4.2	2.8	
曜日運行便	2.3	1.9	2.1	1.9	1.8	1.9	1.6	2.1	1.6	1.8	1.8	
市内バ 内巡 ス回	浅科線	2.7	2.6	3.1	2.3	2.7	2.6	2.9	2.8	3.2	2.5	2.1
	中佐都線	4.8	5.5	5.4	4.9	4.9	4.8	4.1	5.1	4.3	5.1	4.9
	中央線	1.4	2.0	1.3	1.5	2.7	1.9	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2
	平根線	3.3	3.2	2.7	2.4	3.1	2.7	2.2	2.5	2.7	2.4	2.0
	岸野線	9.9	8.5	10.3	8.1	8.4	9.7	8.9	9.2	9.0	8.6	8.2
	平賀線	3.1	3.3	3.3	3.6	3.5	3.8	3.8	4.1	3.9	3.7	2.9
	湯原新田線	1.0	0.8	1.1	0.8	1.4	1.4	1.1	1.4	1.5	1.7	0.8
	十二新田線	1.6	1.4	1.8	1.7	1.6	2.1	2.5	1.7	2.2	1.9	1.6
クン域 シドデ ー田 タマ 地	田口線	2.3	1.9	1.7	1.2	1.7	1.9	1.9	2.2	2.4	1.9	1.9
	岩水線	0.2	0.2	0.6	0.4	0.5	0.7	0.8	0.6	0.4	0.6	0.5
	御牧原線	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.9	0.6	0.9	0.3	0.2	0.5
	観音寺線	0.6	0.5	0.2	0.4	0.8	0.5	0.7	0.3	0.6	0.2	0.7
	長者原線	0.7	0.9	1.3	0.7	0.3	0.6	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5
	合の沢線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
タデ望 クマ月 シンド ー地 域	豊石線	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4
	合計	3.3	3.0	3.0	3.2	3.3	2.1	2.5	2.6	2.7	2.4	1.9
都市間連絡バス	3.3	3.0	3.0	3.2	3.3	2.1	2.5	2.6	2.7	2.4	1.9	
市内完結バス	5.2	5.6	5.2	6.0	6.4	4.1	4.8	5.9	5.7	5.2	3.4	
市内巡回バス	4.2	4.2	4.4	3.8	4.2	4.3	4.0	4.3	4.2	4.1	3.7	
白田地域デマンドタクシー	1.3	2.2	2.6	2.1	2.6	3.1	3.2	3.0	3.3	3.1	2.4	
望月地域デマンドタクシー	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4	
合計	2.9	3.1	3.1	3.1	3.4	2.8	3.0	3.2	3.3	3.0	2.4	

※1：白田地域、望月地域デマンドタクシーの日平均は利用可能日数により除した値で、実際の稼働日数とは異なる。

【都市間連絡バス、市内完結バス】



【市内巡回バス】



【白田地域、望月地域デマンドタクシー】

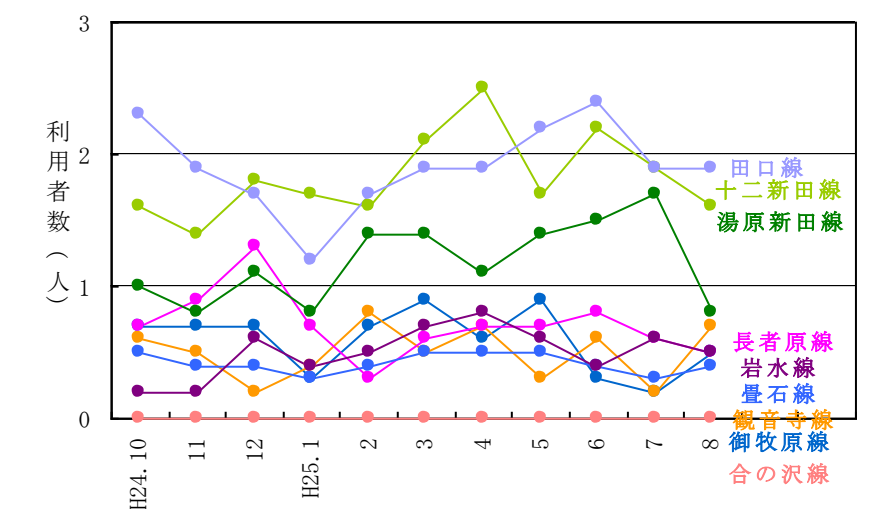


図 2 路線別1便平均利用者数

## 1.2 公共交通に関する市民アンケート調査結果

昨年10月から佐久市生活交通ネットワーク計画に基づき運行を開始した市内の公共交通について、今後の改善策検討の参考とするため、市民及び各種団体の意識調査の一環として実施した。

調査の実施概要は以下のとおりである。

- 調査実施期間：平成25年7月～9月30日（配布は、全世帯に向け広報佐久8月号に同梱）  
また、下記、窓口にも同調査票、回収箱を設置。

市役所機関	市役所本庁（市民課・生活環境課・福祉課・高齢者福祉課） 白田・浅科・望月支所（生活環境係）、浅間・野沢・中込・東・春日出張所
医療機関	浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院
福祉機関	佐久市社会福祉協議会本所・白田支所、佐久市老人福祉センター長寿閣、白田老人福祉センター、浅科保健センター、望月老人福祉センター
交通機関	千曲バス野沢バスセンター

- 調査内容：年齢、性別、居住地、日頃の公共交通利用頻度と利用目的、公共交通を利用しない方の理由と移動手段  
今後の公共交通の改善に向けた考え方 など

■有効回収数：778名

### (1) 回答者属性

- 回答者の居住地は、ほぼ地区の人口規模に応じた回答数となっている。
- 年齢・性別は、70歳代、80歳以上の方からの回答、女性からの回答が多く、ほぼ、公共交通利用者の構成と類似している。

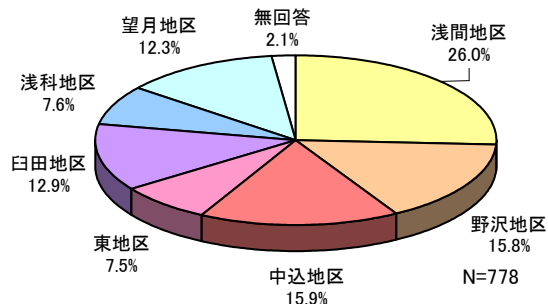


図3 回答者の居住地構成

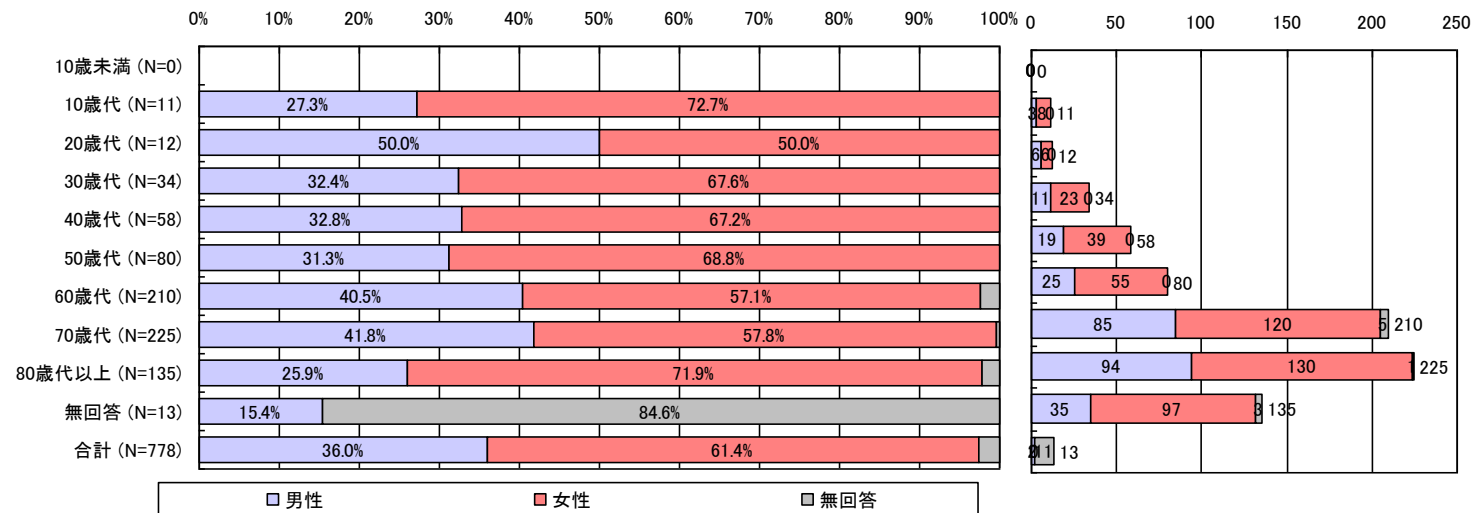


図4 年齢性別構成と回答者数

### (2) 公共交通の利用頻度

- 公共交通の利用頻度は、78%の方が、ほとんど利用しないと回答している。
- 公共交通を利用する方の頻度は年齢別では、10歳代は「毎日」が55%と利用頻度が高いが、その他の年代では週2～3回程度以下の利用頻度が多くなっている。

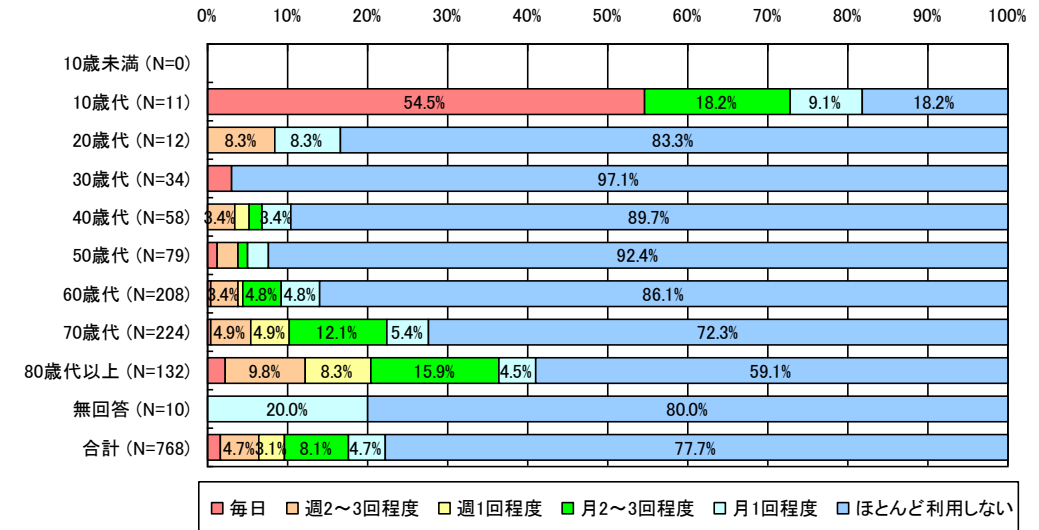


図5 公共交通の利用頻度

### (3) 公共交通を利用しない理由

- 公共交通を「ほとんど利用しない」方の利用しない理由としては、「公共交通より他の手段が便利だから」が44%と最も多く、次いで「その他」が23%、「乗りたいときに乗れる便がないから」が16%となっている。
- 「その他」という回答の半数以上が、「自動車に乗っているから」などという回答であり、自由度の高い自動車の利便性に比べ、公共交通が不便という意識が多いと考えられる。
- そのほかには、「足腰が悪く、バス停が遠く歩いていけない、バス停で待ってられない」、「通勤時の便がない、勤務先の近くにバス停がない」、「土日の運行がない」などのほか「バス、デマンドタクシーの存在や運行経路を知らない」という回答も複数寄せられている。

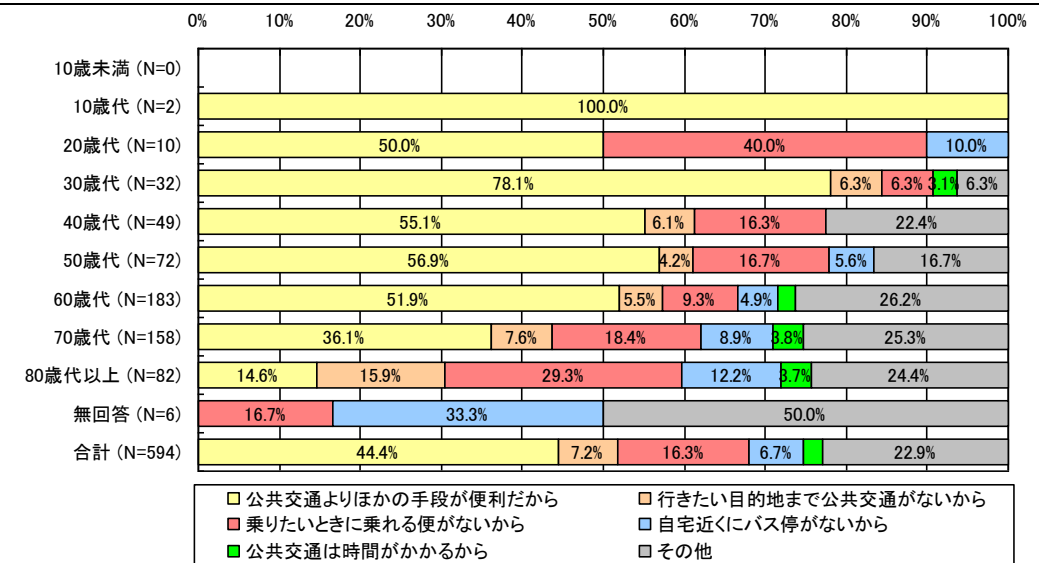


図6 公共交通を利用しない理由

(4) 普段、公共交通を利用する方の運行日以外の移動手段

■現在、市内のバス、デマンドタクシーの大半は曜日運行を導入しているが、運行日以外の移動手段としては、「タクシー・ハイヤー」が40%と最も多く、次いで、「自動車（家族等による送迎）」が24%、「自転車」が12%となっている。

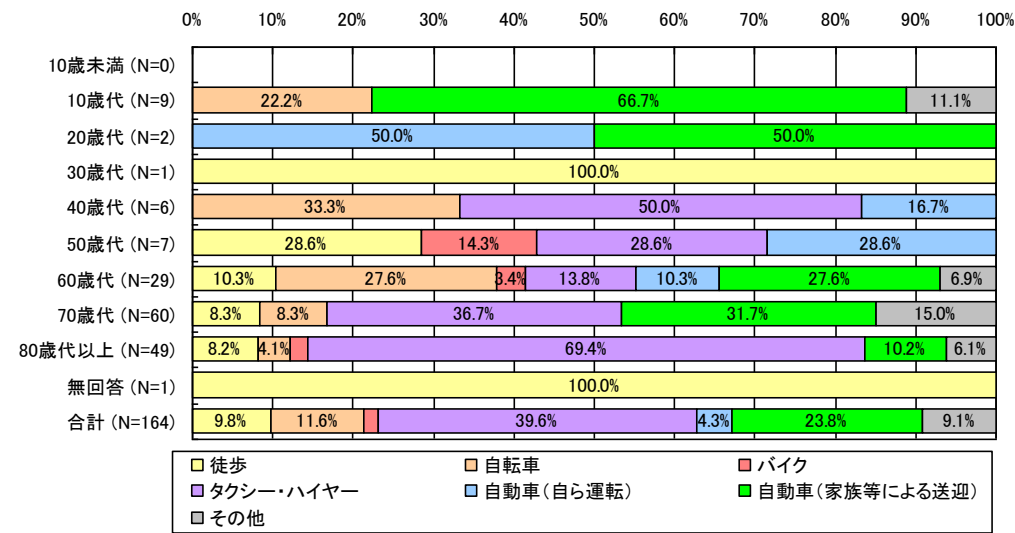


図 7 公共交通運行曜日以外の移動手段

(5) 普段、公共交通をほとんど利用しない方の移動手段

■普段、公共交通を利用しない方の外出時の移動手段としては、「自動車（自ら運転）」が68%と最も多く、次いで、「自動車（家族等による送迎）」が16%となっている。  
 ■年代別では、70歳代・80歳代以上では、「自動車（自ら運転）」の割合が減少し、「自動車（家族等による送迎）」が増加、また、80歳代以上では、「タクシー・ハイヤー」を利用する方が16%と大幅に増加しているのが目立っている。

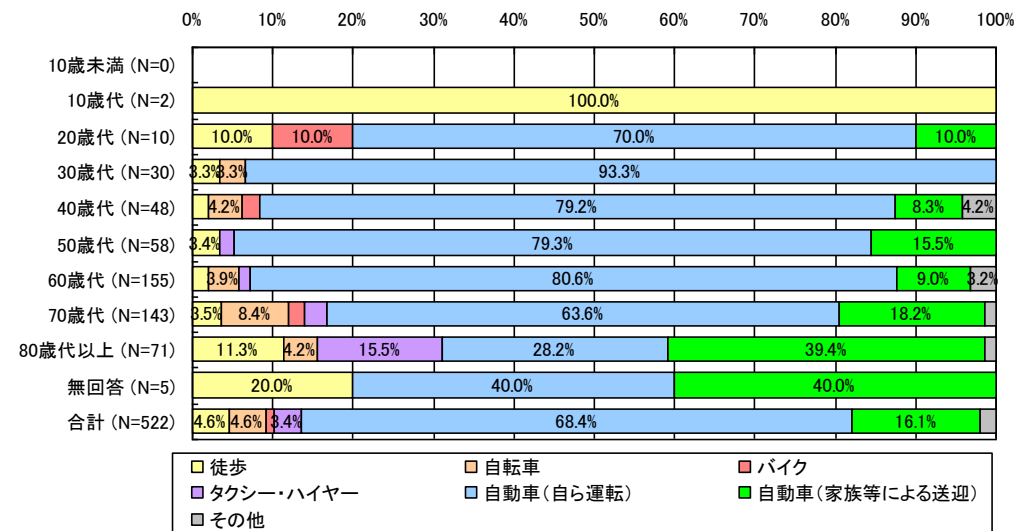


図 8 普段公共交通を利用しない方の移動手段

(6) 今後の公共交通の改善に向けた考え方

■今後の公共交通の改善に向けては、「需要に応じた運行方式の導入（デマンドタクシーなど）」が33%と最も多く、次いで「運行経路の見直し・改善」が17%、「運行時間帯の見直し・改善」が16%となっている。  
 ■また、「行政負担を増やして便数増加などのサービス向上」という意見も12%ある一方、「行政負担を減らして運行の効率化」も10%と、両面の方向性が同程度寄せられている。  
 ■今年度実施した利用者アンケートでも同様の質問を行ったが、その際は、「運行時間帯の見直し・改善」、「現状に満足している」がともに35%であり、利用者から寄せられた意見とは一部、異なる傾向を示している。（第13回佐久市地域公共交通確保維持改善行議会、資料2の5ページ参照）

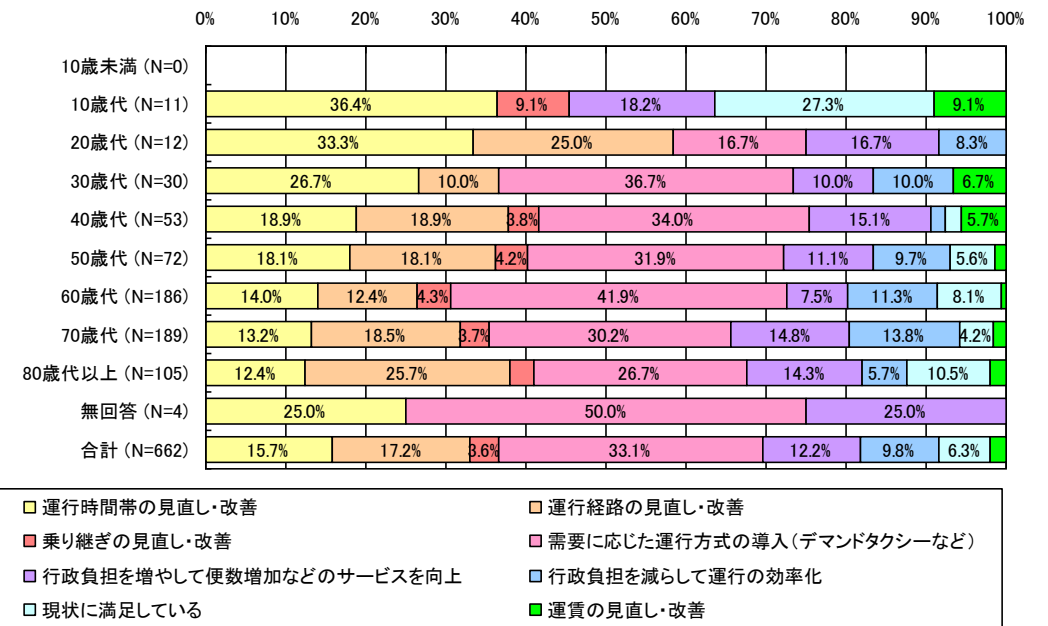


図 9 今後の公共交通改善に向けた考え方

(7) その他意見と要望

自由解答欄に寄せられた意見は475件で、複数寄せられた意見を集約、抜粋すると以下とおりである。

- 毎日運行、土日の運行が無く不便。
- 運行便数の増加。
- 自分が運転できなくなれば公共交通を使う。
- バスやデマンドタクシーを知らない人が多い。時刻表・ポスターの配布。体験会の実施。
- タクシー券などを配布したらどうか
- 廃止すべき。必要ない。
- 高齢者、交通弱者に使いやすいよう配慮が必要。
- 助かっている。残して欲しい。
- 商業施設の近くにバス停を設置して欲しい。
- 車両を小型化し便数を増やす、経費を減らすなど。

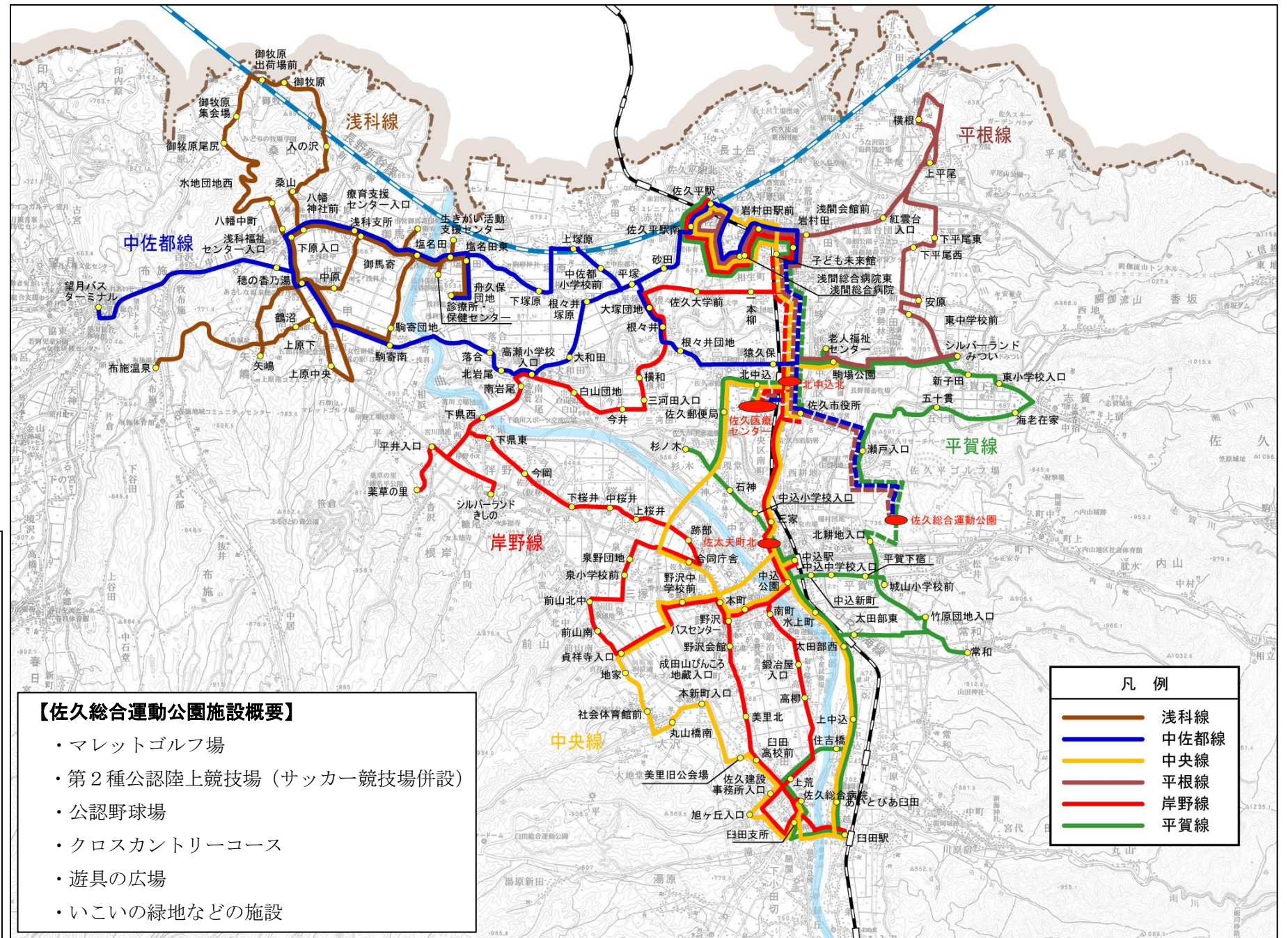
# 1 平成 26 年 3 月の改正（案）について

佐久医療センターへの乗り入れに伴う経路変更、佐久総合運動公園への運行経路延伸を実施する。

変更内容は、以下のとおりである。

- ・全路線とも、佐久市役所～子ども未来館停留所間の経路を（県）佐久中込線から旧道（線路沿いの道路）に変更し、佐久医療センター経由に変更する。
- ・佐久医療センターと北中込駅付近に北中込北停留所を新設する。
- ・停留所間距離が長く、商業施設開店が計画されている中央線、平賀線、岸野線の中込駅～三家・中込小学校入口間に佐太夫町北停留所を新設する。
- ・佐久総合運動公園へは、中佐都線（火・木曜運行）、平根線（月・水・金曜運行）を佐久市役所から延伸、また、直近を経路とする平賀線（火・木曜運行）の乗り入れを行う。

## 【現行経路】



### 【佐久総合運動公園施設概要】

- ・マレットゴルフ場
- ・第2種公認陸上競技場（サッカー競技場併設）
- ・公認野球場
- ・クロスカントリーコース
- ・遊具の広場
- ・いこいの緑地などの施設

※1：赤丸は新設停留所  
 ※2：点線が、変更、延伸経路

図 1 市内巡回バス経路変更素案

### 柱となる4つの診療機能の更なる充実を図ります

<b>救命救急医療機能</b> 重症および複数の診療領域にわたる重要な救急患者に対して、高度な救命救急医療を24時間の横断的組織体制で提供します。	<b>脳卒中・循環器病センター機能</b> 脳血管疾患・循環器疾患等に対して、外科治療及び薬物・カテーテル治療を含めた内科的治療をすみやかに安全に実施するとともに、リハビリテーション、栄養管理等との連携による総合的な治療を実施します。	<b>がん診療センター機能</b> 佐久医療圏における地域がん診療連携拠点病院として、内科・外科・放射線科・緩和ケアなどの医療チームにより集中的治療を実施します。	<b>産産期母子医療センター機能</b> ハイリスクの母子を24時間体制で受け入れ、妊娠・産前・産後・新生児の管理・治療を産科・小児科等のチームで実施します。安全・安心なお産を目指します。
--	--	--	---



### その他下記の病院機能の充実を図ります

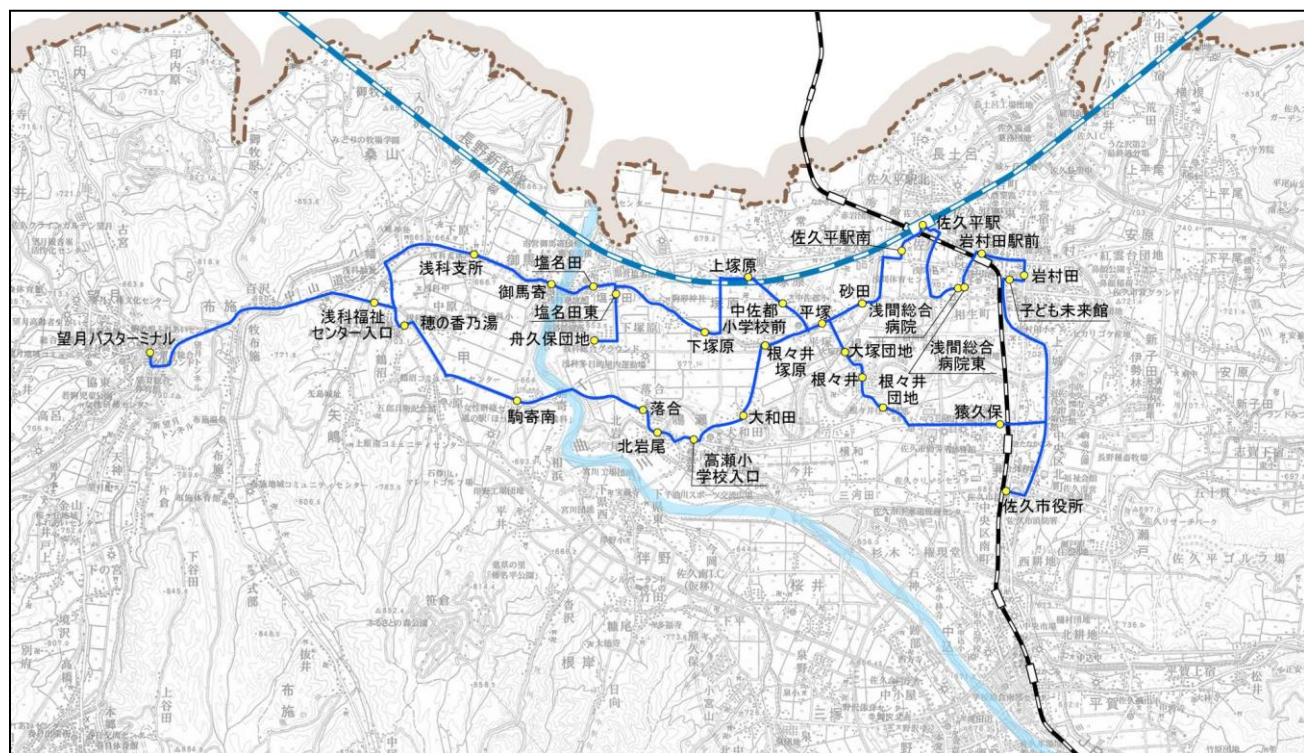
<b>専門医療機能</b> 地域の医療機関からの紹介患者を中心に専門医療を実施し、高度な診療サービスを提供します。	<b>災害拠点病院機能</b> 災害時における地域への診療提供を確保し、施設整備において充実させ、安全で安心の拠り所となる役割を果たします。	<b>地域医療支援機能</b> 地域医療連携を推進し、地域の医療機関との連携を強化し、地域中核病院の役割を果たします。	<b>高機能診断センター機能</b> 高度な医療機器を有効利用し、高度な診断を行うとともに、地域医療機関との連携による共同利用を促進します。	<b>研修・教育機能</b> 研修医等の診療を行い、様々な医療に関する研修・教育を実施するとともに、臨床研修指定病院としての機能を果たします。	<b>患者サポート機能</b> 患者サポートセンターを併設し、患者の不安を軽減し、様々な相談に対応することで、利用者のサービス向上に努めます。
--	---	--	---	--	--

図.佐久市基幹医療センターの機能（JA長野厚生連佐久総合病院HPより）

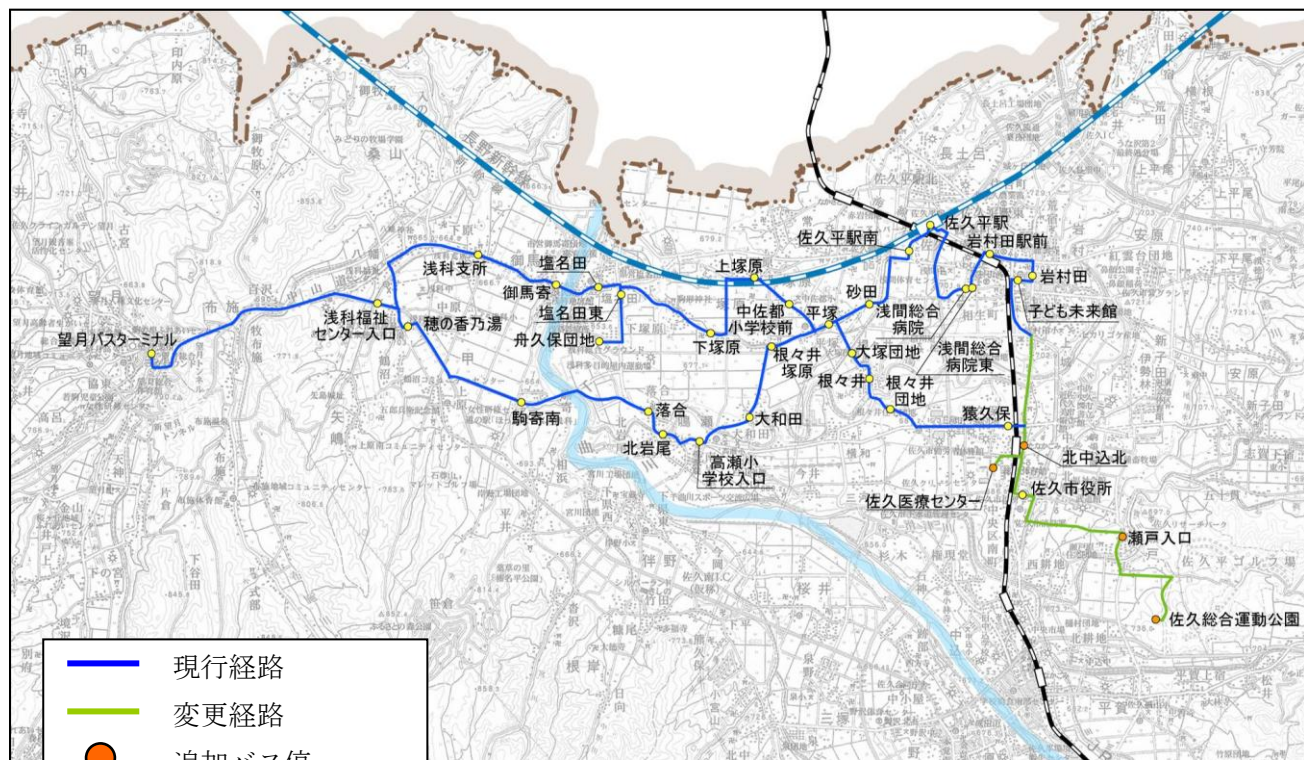


(1) 中佐都線改正案

【現行】

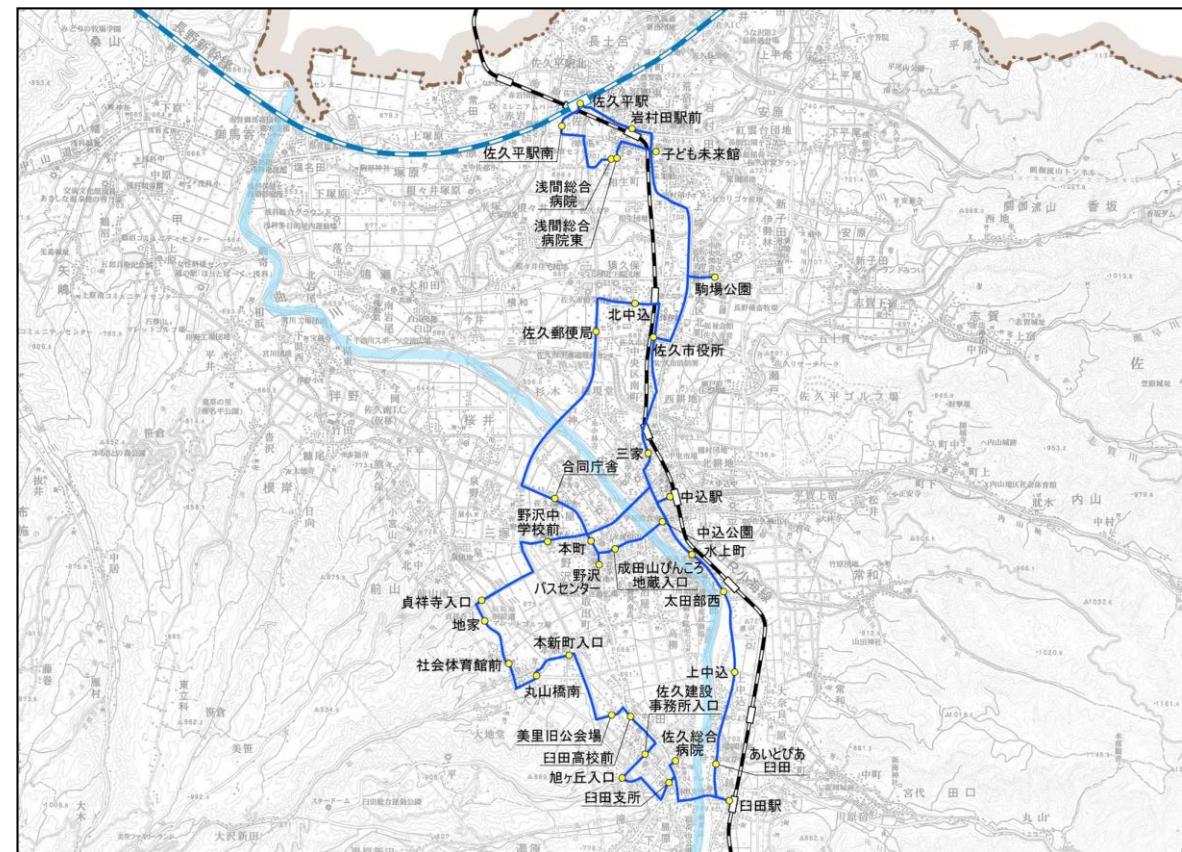


【改正案】

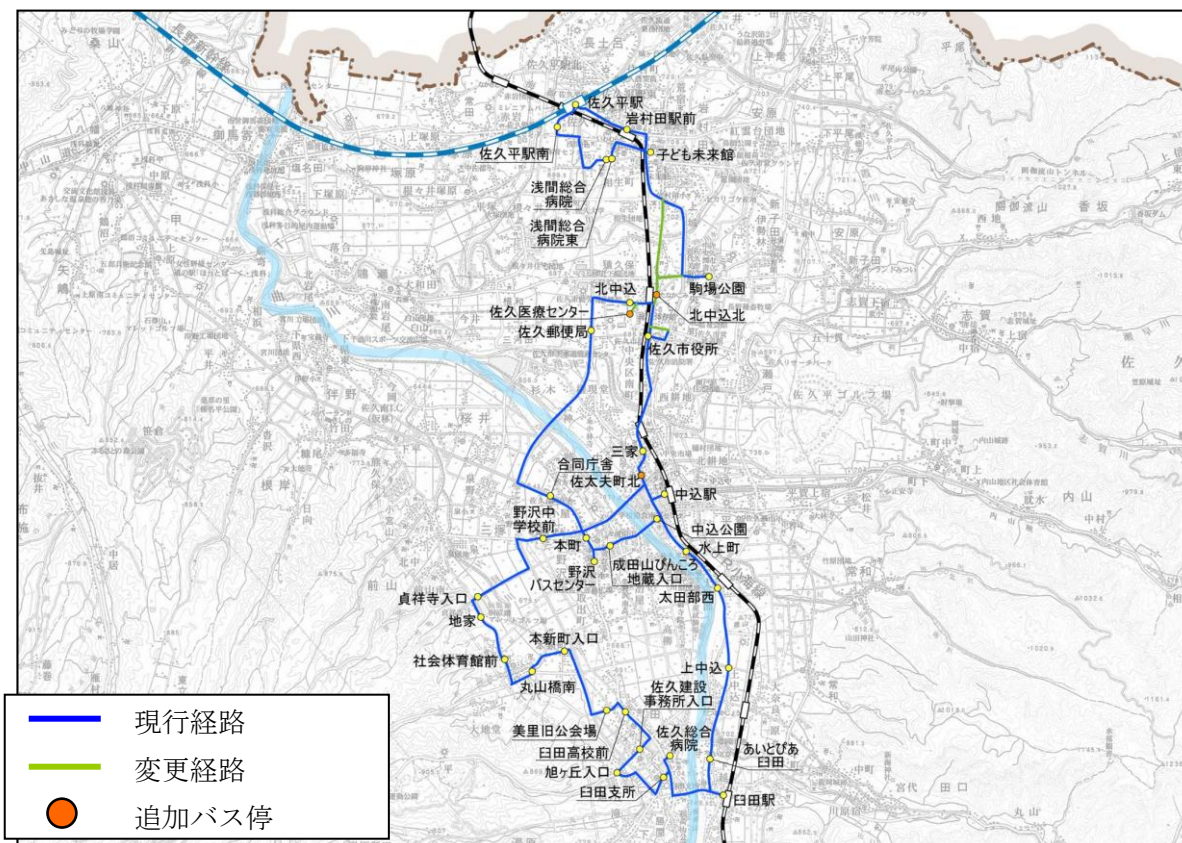


(2) 中央線改正案

【現行】

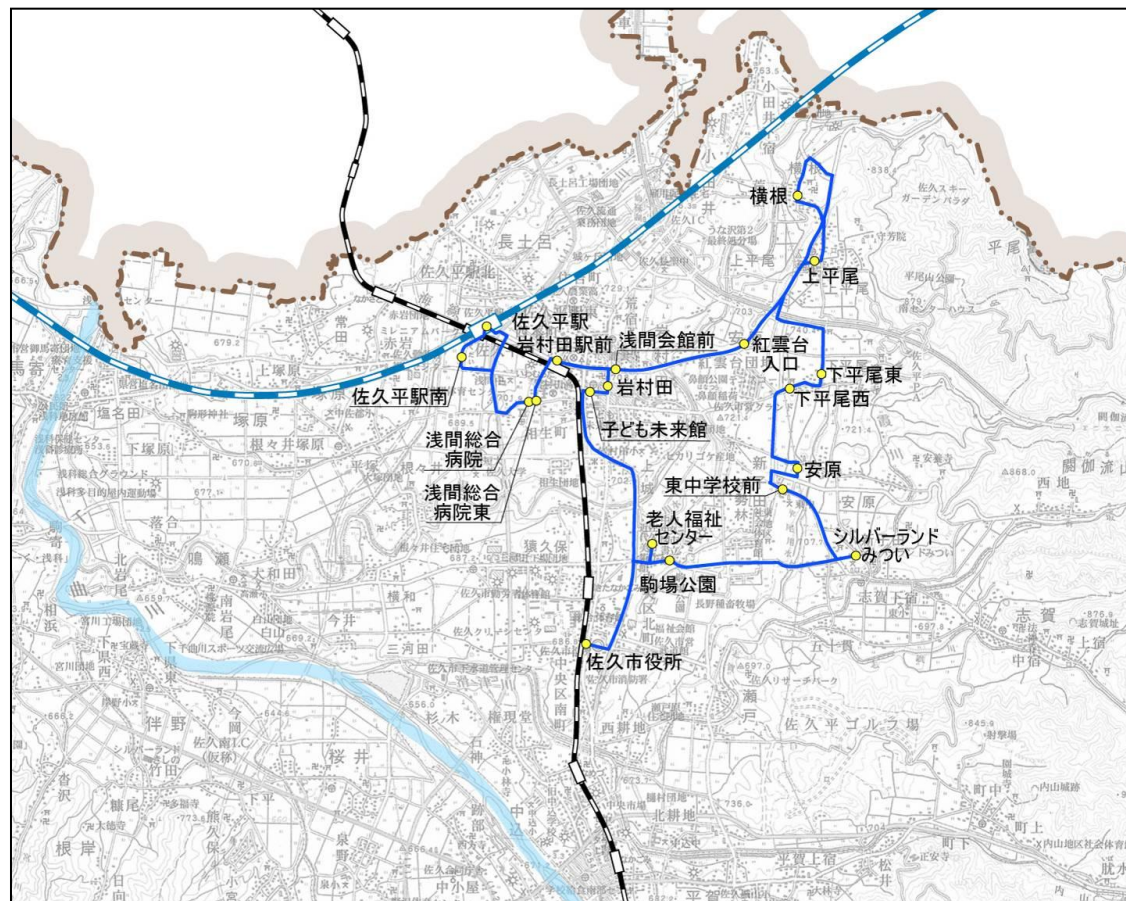


【改正案】



(3) 平根線改正案

【現行】

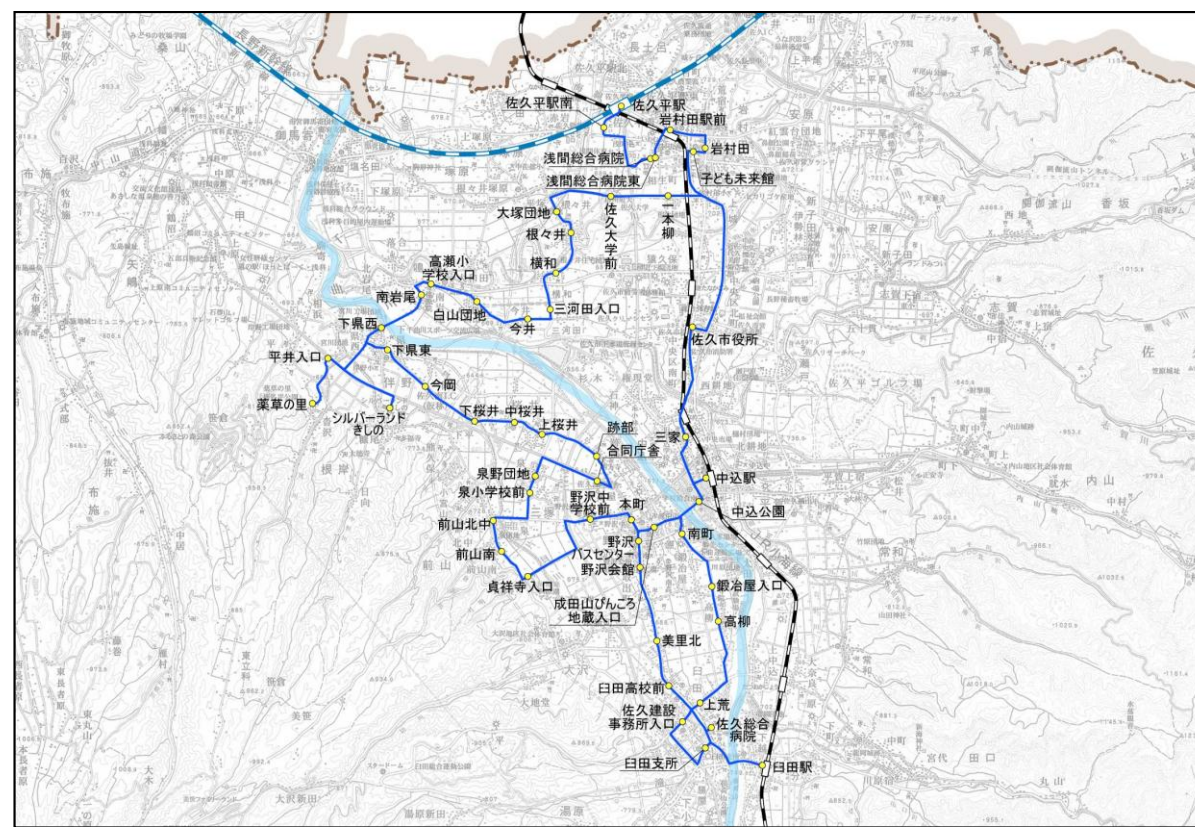


【改正案】

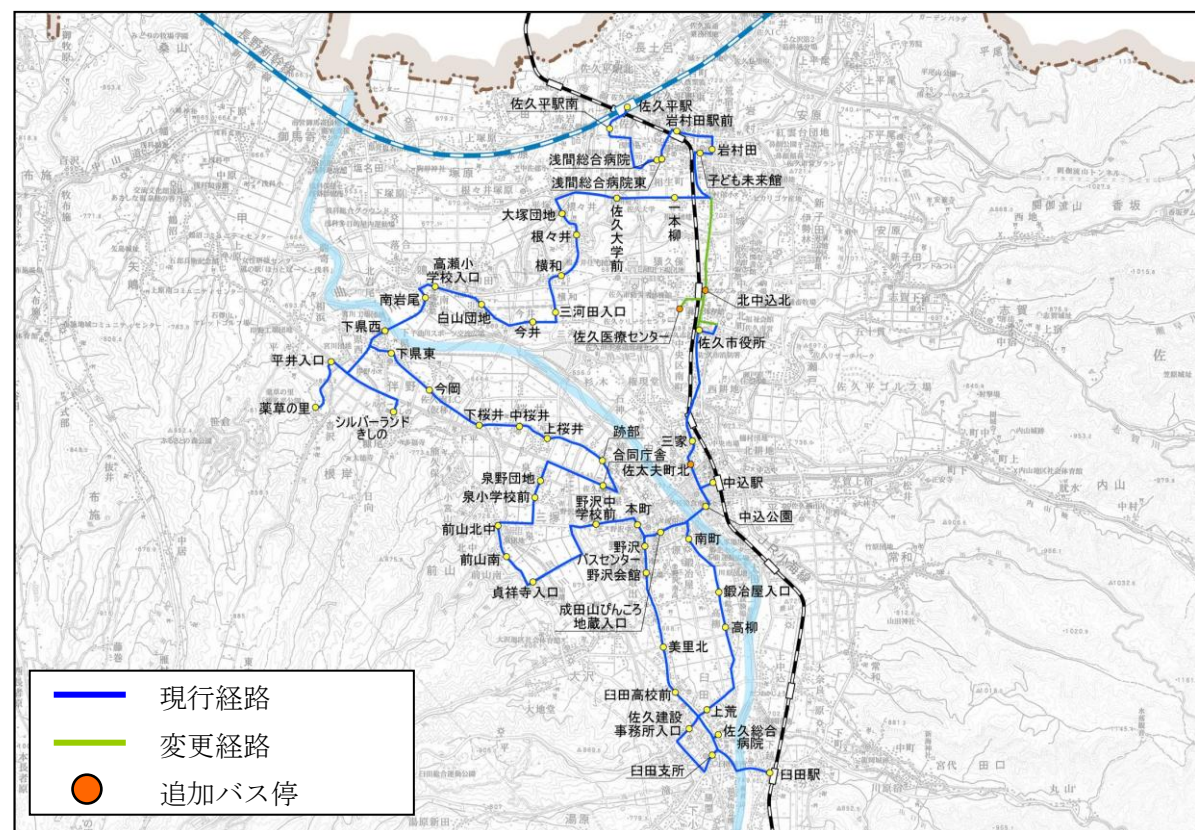


(4) 岸野線改正案

【現行】



【改正案】

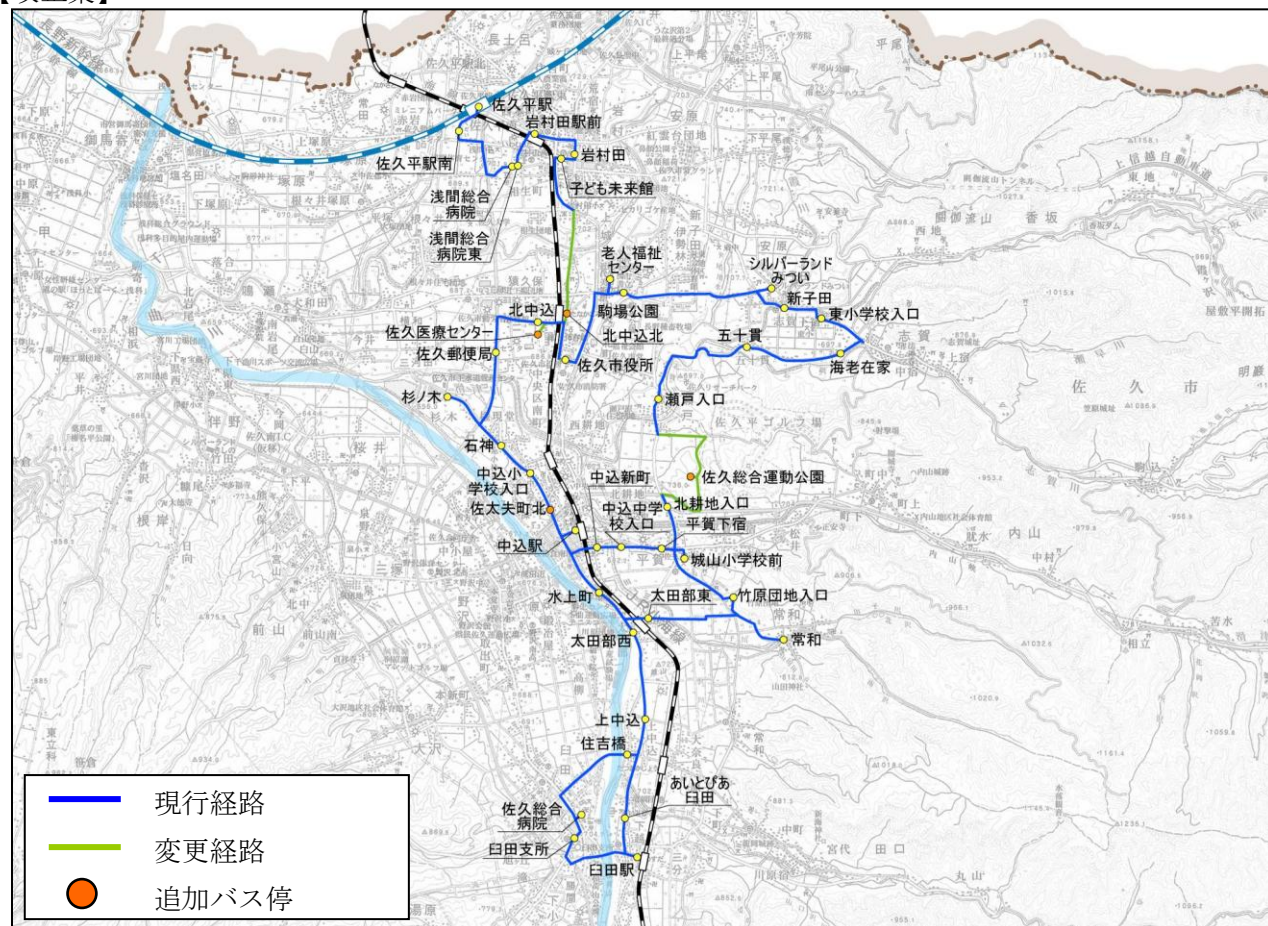


(5) 平賀線改正案

【現行】



【改正案】



- 現行経路
- 変更経路
- 追加バス停

## 1 平成 26 年 10 月の改正に向けた考え方について

### 1.1 現行計画における基本方針、目標と再編の考え方

#### (1) 基本方針（第 12 回佐久市地域公共交通確保維持改善行議会資料、概要版 2 ページ参照）

- I. 地域公共交通を必要とする人の移動実態に配慮した交通体系の構築
- II. 地域の要望や地理的条件などの地域の実情に配慮した交通体系の構築
- III. 公共交通利用への転換を推進
- IV. 財政負担に配慮した持続可能な体系の構築

#### (2) 目標（同、概要版 2 ページ参照）

- 1：高齢者、通学者など公共交通を必要とする人にとって使いやすい公共交通サービスの提供
- 2：利用者の要望に基づく公共交通サービスの改善
- 3：運行効率の改善による持続可能な公共交通の構築

#### (3) 再編に向けた考え方

##### ①現行の運行路線を基本とした再編

市内を運行する公共交通（事業者による路線バス、廃止代替バス、市内巡回バス、デマンドタクシー）は、これまでも改善が繰り返され現在の形態に至り、現在も市民の足として利用されている。

利用者満足度も 84% が満足と高く、また、大幅な運行路線の変更は利用が多い高齢者が困惑する可能性もある。

このため、再編に向けた考え方として、**基本方針 I** に基づき、**目標 1、2** を達成するために現行の運行路線を基本とした再編を行うものとする。

##### ②目的別の利用対象者の移動に配慮した運行形態による再編

基本方針 I に示すとおり、公共交通を必要とする高齢者や障がい者など交通移動手段を持たない人の通院、買い物等の日常生活行動、高校生の通学に配慮した交通体系の構築が求められている。

このため、再編に向けた考え方として、**基本方針 I** に基づき、**目標 1、2** を達成するために、目的別の利用対象者に応じた全市的に共通する公共交通の運行便数のサービス水準を検討し、各路線への適応を検討していくものとする。

##### ③運行形態に応じた運賃体系の導入による再編

市内を運行する公共交通は、事業者による路線バス、市が交通事業者に委託する廃止代替バス、市内巡回バス、デマンドタクシーが存在し、その運行形態とともに運賃体系も異なるものである。

このため、再編に向けた考え方として、**基本方針 I** に基づき、**目標 1、2** を達成するために、先の運行形態の考え方とあわせ、運賃格差の是正に向けた検討を行う。

##### ④運行効率の向上を目指した再編

市内を運行する公共交通の多くは、通学・通勤者の利用により朝夕は多くの利用者が存在するが、日中は大幅に利用者が少なくなり、中には、利用者が無い、もしくは極端に少ない路線も存在し、これらの路線は運行効率が悪い区間ともいえる。

このため、このような路線については、**基本方針 II・IV** に基づき、**目標 3** を達成するために先の運行形態・運賃体系とあわせ、運行路線の運行方式を検討し、運行効率の向上を図るものとする。

### 1.2 改正素案に向けた考え方

改正案に向けた考え方は「佐久市生活交通ネットワーク計画」の基本方針、目標に即した、PDCA サイクルにおける評価・改善として、次のような観点から検討していくものとする。

- ①現行運行開始から 1 年と短く、ようやく利用者がなれてきたところであるため、**基本方針 I** に基づき、**目標 1、2** を達成するための再編の考え方「**現行の運行路線を基本とした再編**」を本改正素案検討においても**基本**とする。
- ②PDCA サイクルにおける評価を踏まえ、**基本方針 II・IV** に基づき、**目標 3** を達成するための再編の考え方「**運行効率の向上を目指した再編**」を本改正素案検討においても**基本**とする。
- ③全ての基本方針に従い、**財政負担に配慮しつつ、利用者アンケート調査、市民アンケート調査における主な意見に対応**していくものとする。

#### (1) 運行開始からの利用状況の評価からの検討

平成 24 年 10 月の運行開始から約 1 年が経過し、デマンドタクシーを除く定時定路線では、全 104 便中 21 便（20.2%）が平均 1.0 人未満の利用となっている。

このため、佐久市内で完結する市内完結バス、市内巡回バスにおいては、これら**利用者 1.0 人未満の便を対象に減便・ダイヤ変更、また、場合によっては路線のデマンドタクシー化などを検討し、運行経費の削減を図り、その分、他の取り組みの拡充に当てていくような検討**を進める。

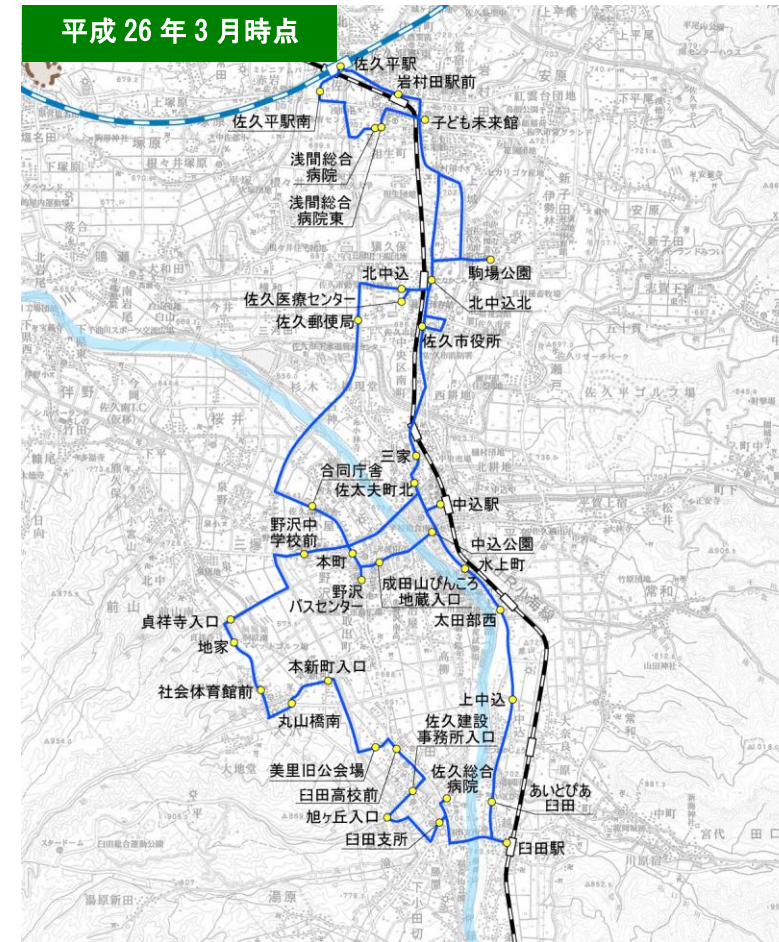
- ・路線別・便別利用状況からの評価・検討
- ・臼田地域、望月地域のデマンドタクシー運行状況の評価・検討
- ・現行計画の再編における考え方の評価・検討

#### (2) 利用者アンケート、市民アンケートに対する対応

表 1 寄せられた主な意見・要望と改正に向けた考え方

項目	寄せられた意見・要望等	今回改正素案に向けた考え方
運行経路、バス停	①運行経路の長さに伴う長時間乗車に対する不満。 ②商業施設への乗り入れや新規バス停の設置に関する要望。 ③自分の行動に合うような経路、バス停に関する要望。	⇒路線経路の見直しを検討。 ⇒上記、検討において考慮。
運行ダイヤ	①自分の行動に合うようなダイヤ変更に関する要望。 ②鉄道駅などの乗り継ぎに関する要望。	⇒従来どおり、JR ダイヤ改正時、随時変更とする。
運行本数	①終日における運行本数の増加に関する要望。 ②特定時間帯の運行便数の増加に関する要望。	⇒全体的に利用者が少ないなか、今回は見合わせる。
運行曜日	①運行曜日の増加に関する要望。 ②土日運行に関する要望。	⇒要望の多い、土日運行を検討し、あわせて「運行曜日の増加」の利用にも対応できるよう検討。
運賃	①市内巡回バス運賃が値上げされたことに対する不満。 ②距離に応じた応分の負担に対する意見。	⇒運賃体系は、変更したばかりで当面は現状どおりとする。

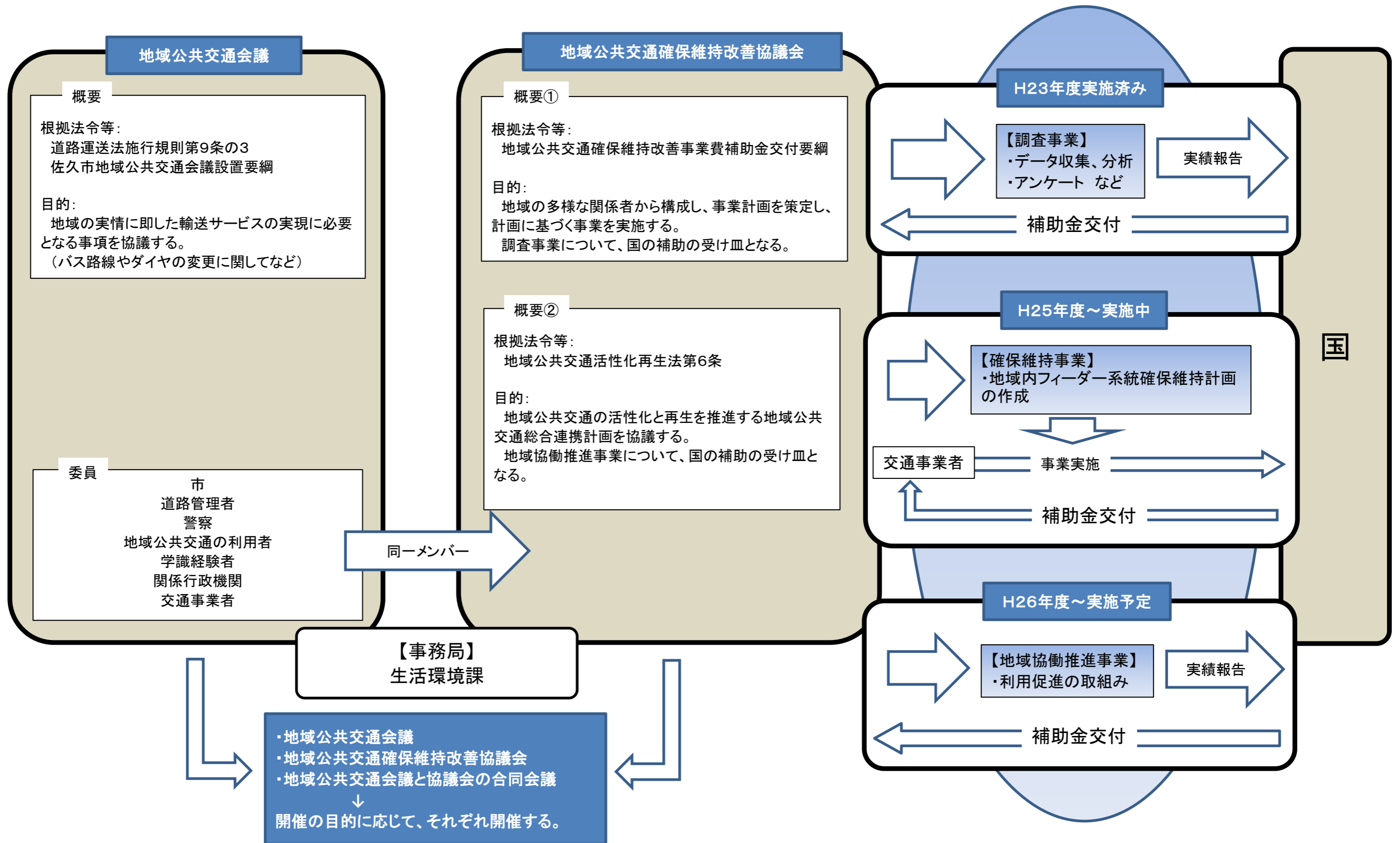
改正案検討のイメージ（利用状況や利用形態に配慮しつつ複数路線で再編）



- ・長時間運行解消のため、佐久市役所～三川田入口間、合同庁舎～本町間を短縮経路に変更。
- ・大塚団地、根々井停留所は中佐都線と重複しており中佐都線が補完。
- ・佐久大学前停留所の利用者は運行開始後 11 人と少ないため、場合によっては廃止。

- ・岸野線が運行していた泉野団地～前山南間、一本柳停留所を補完。
- ・泉野団地～前山南間からの利用者が多く利用する佐久病院、中込駅等へのアクセスは確保。
- ・利用者が少なく、平賀線と経路が重複する上中込～水上町（運行開始後の区間内乗降客 1 名）の経路を変更。
- ・旭ヶ丘入口（同 3 人）、美里旧公会場（同 3 人）、臼田高校前（同 10 人）などは停留所の廃止。
- ・貞祥寺入口停留所など僅かに経路からはずれる停留所の移設。

「地域公共交通確保維持改善事業」



佐久市地域公共交通確保維持改善協議会規約の改正案 新旧対照表

新	旧
<p>佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)</u> 第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。)第3条第1項の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、佐久市中込3056番地佐久市役所内に置く。</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p><u>(1) 地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) 生活交通ネットワーク計画(以下「<u>ネットワーク</u>計画」という。)の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(3) <u>連携計画及びネットワーク</u>計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(4) <u>連携計画及びネットワーク</u>計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>	<p>佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。)第3条第1項の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、佐久市中込3056番地佐久市役所内に置く。</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>(1) 生活交通ネットワーク計画(以下「計画」という。)の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長野県知事の指名する者
- (2) 佐久市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 道路管理者
- (5) 長野運輸支局長の指名する者
- (6) 公安委員会
- (7) 住民又は公共交通機関の利用者
- (8) 学識経験者
- (9) その他佐久市が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長野県知事の指名する者
- (2) 佐久市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 長野運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。



(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、佐久市環境部生活環境課内に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には佐久市環境部生活環境課長、事務局員には生活環境課職員をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 委員が所属する団体からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(収支予算)

第 13 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、佐久市環境部生活環境課内に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には佐久市環境部生活環境課長、事務局員には生活環境課職員をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 委員が所属する団体からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(収支予算)

第 13 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第 17 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、協議会において議決する。

(監査)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第 17 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 月 日から施行する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。